

MaPRE

MaPREオーダーメイドジュエリー 売買契約書

売主及び買主は、両当事者間におけるオーダーメイドジュエリーの制作及び売買に関する基本的な事項について次の通り売買基本契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

売主	住所：東京都港区芝浦4-22-1-416 会社名：MaPRE オーダーメイドジュエリー(株式会社Étoile D'or International) 代表：高橋友貴子（MaPRE ねね）
買主	住所： 氏名：
売買対象物	
代金	
点数	
売買代金	
支払期日	
納入期日	契約完了から2.5ヶ月～3ヶ月で完成、検品後納入。 制作の進行によって前後する可能性あり。
管轄裁判所	東京簡易裁判所 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2 中央合同庁舎第6号館
特記事項	ご入金後に製作を開始いたします。 商品は1点ずつ、お客様のご注文に合わせて受注生産するためキャンセルは承っておりません。 契約締結3日以内の場合のみキャンセルを承ります。 それ以降は製作状況に応じたその時点までの商品製作代金をキャンセル料として申し受けます。

第1条（契約の目的）

- 1.本契約は、本契約に規定する売買対象物を売主が買主に売却するに際して、当事者間の権利義務の基本的な事項について定めることを目的とする。
- 2.売主及び買主は、法令を遵守し、信義誠実の原則に従い、誠実に本契約上の義務を履行する。

第2条（売買契約）

売主は買主に対し、契約に定める売買対象物を売り渡し、買主はこれを買受ける。

第3条（代金の支払い）

買主は売主に対し、上記に定める支払い期日までに売買代金を売主の指定する銀行口座に振り込み支払い、または指定の支払い方法で決済を行う。なお、各種手数料は買主の負担とする。

第4条（引き渡し）

売主は買主に対し、契約に定める納入期日までに対象物を引き渡す方法で納入する。なお、納入費用は売主の負担とする。

第5条（検修）

- 1.買主は前条に従い納入がなされた日から1週間以内に研修を実施し、注文内容の相違がある場合は売主に通知する。なお、期限までに買主から売主に対しなんらの通知が発せられない場合は検修に合格したものとみなす。
- 2.売主は納入物が前項の検修において注文内容の相違が見られた場合、無償で修正を行う。なおリングにおいてはサイズ直しを初回は無償で行う。但しデザイン、素材によってサイズ直しの不可の場合がある。

第6条（所有権）

売買対象物の所有権は、売主から買主に対する売買対象物の納入と同時に、売主から買主へ移行する。

第7条（危険負担）

売買対象物の納入日に生じた当該対象物の滅失、毀損その他一切の損害は、買主の責めに帰すべきものを除き売主の負担とし、当該対象物の納入後に生じた一切の損害は、売主の責めに帰すべきものを除き買主の負担とする。

第8条（知的財産権）

- 1本契約において知的財産権とは、製品のジュエリーデザイン・デザイン画・CADデータ・現型・製品写真等に関する諸権利（著作権、意匠権、不正競争防止法上の権利等）、および売主のブランドにまつわる諸権利（商標権等）のことをいう。
- 2本契約により発生する知的財産権は、製品の所有権移転後も、引き続き売主に帰属する。
- 3 売主は、本契約成立前に買主から特段の意思表示を受けた場合を除き、製作した製品の写真等を自社のウェブサイト、SNS等に使用することができる。
- 4買主は、売主に無断で、製品のデザインの模倣、現型作成・複製（他店へのデザイン画や製品等の持ち込みを含む）、売主のウェブサイト上の写真や文書等を使用してはならない。
- 5 前項の違反が判明した場合、買主は売主に対し、損害賠償として金50万円を支払う。ただし売主にそれ以上の損害が発生した場合にはこれにとどまるものではない。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1.売主及び買主は、現在及び将来に渡り、自己、自己の役員及び実質的に自己の経営を支配するものが反社会的勢力（暴力団、暴力団員その他これに準ずる者をいう。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し確約する。
- 2.売主及び買主は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術、脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し確約する。
- 3.売主又は買主は、相手方が前二項に違反した時、又は違反していたことが判明した時は、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。なお、本項による解除によって相手方に生じた損害を賠償する義務を負わない。

第10条（解除）

売主及び買主が以下各号のいずれかに該当する時は、相手方の期限の利益を喪失させ、何らの催告なしに直ちに本契約および個別契約の全部、又は一部を解除することができる。なお、本条に基づき解除を行なった場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- 1) 本契約に定める秘密保持義務に違反したとき
- 2) 前項に定める義務を除き、本契約および個別契約に定める義務の履行を怠り、これらの是正を求める売主の通知を受領した後、14日以内にかかる違反又は不履行を是正しないとき
- 3) 支払いの停止もしくは支払い不能となり、又は破産手続き開始、民事再生手続開始、会社更生手続き開始、特別生産開始などの法的倒産手続の申し立てがなされたとき
- 4) 第三者より仮差押、差押、仮処分、強制執行又は競売の申し立てを受けたとき
- 5) 手型交換所の取引停止処分又は租税公課の滞納処分を受けたとき
- 6) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれのあると認められる相当の事由があるとき
- 7) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

第11条（損害賠償）

売主及び買主が、本契約又は個別契約に関連し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合は、相手方に対し、当該損害を賠償することができる。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

売主及び買主は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約及び個別契約に定める自己の権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保にすることができない。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して当事者間に紛争が生じた場合、上記表に定める裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議）

本契約書に定めなき事項又は各条項の事項について解釈上の疑義が生じた場合は、両当事者誠実に協議した上、円満に解決する。

本契約成立の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

売主署名

MaPRE Nene.

買主署名 _____